

東北地域における障害のある人たちのICT（情報通信技術）を活用した 仕事と在宅就労の可能性

－東北、中国及び四国地域の障害者就労支援事業所等調査を通して－

山岡由美¹・高田梨恵¹

The Possibilities of Working from Home and Jobs Utilizing Information and Communications Technology (ICT) for People with Disabilities in Tohoku Region: Based on surveys conducted by the Employment Support Office for People with Disabilities and other organizations in Tohoku region, Chugoku region, and Shikoku region

YAMAOKA Yumi, TAKADA Rie

2006年前後がICTを活用した仕事の創出を見出そうとする第1の波の時期であるならば、現在はその第2の波の時期と考える。第1の波の時期に東北地域でも、その動きの兆がみられたもののその流れは継続されたとは言えず、また地方自治体の事業としても発展することはなかった。その要因としては、これらの動きが、障害のある人たちの就労支援という福祉の事業にとどまり、地域の経済振興と上手く結びつかなかったことが挙げられる。地方自治体における福祉の就労施策と経済振興施策との融合という観点から、地方自治体での就職困難者を雇用に結びつける分野を超えた横断的な取り組みが求められる。

キーワード：東北地域 障害のある人たち ICT 障害者就労支援事業所 在宅就労

If the period around 2006 is regarded as the first wave of attempts to create jobs utilizing ICT, the present can be regarded as the second wave. While there were signs of this movement in the Tohoku region during the first wave, this trend did not necessarily continue and it did not develop as programs of municipalities. The following point can be pointed out as the cause of this result: these movements evolved into only welfare programs for providing employment support for people with disabilities and they did not lead to regional economic development. From the viewpoint of integrating welfare employment measures and economic development measures in municipalities, there is a need for cross-cutting, multi-field efforts that lead people who have difficulties finding jobs to employment in municipalities.

Keywords: Tohoku region, people with disabilities, ICT, Employment Support Office for People with Disabilities, working from home

I. はじめに

現在、政府をあげて取り組んでいる「働き方改革」の一つに位置付けられている障害者雇用・就業の促進において、障害者の希望や能力、適性を十分に活かし、障害の特性などに応じて安心して働き続けられる環境

の整備を掲げている。これは、精神・発達障害者や重度障害者ほか、高次脳機能障害者、難病患者等の個別性の高い特性のある就労希望者において、体力面での制約や症状の特性、通院、治療などの必要性があり、通常の働き方（フルタイム勤務、通勤による出社など）

¹ 岩手県立大学社会福祉学部

では就労の継続が難しいことが多くみられる。一方、ICTの進展等に伴うテレワーク等の活用が、民間企業において認められてきており、障害者についてもテレワークや在宅就業を含め、希望や特性に応じた働き方の実現への対応について具体的な論議が進められている（今後の障害者雇用促進制度の在り方に関する研究会報告書，2018）。*総務省の定義では、テレワークとは、ICTを利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方としている（総務省ウェブサイト）。

また、2012年4月から、就労継続支援A型およびB型が、利用日数に制限のあったそれまでの「施設外支援」の枠ではなく、在宅において利用する場合の支援が定められた。そして、2015年4月には就労移行支援事業も対象となり、在宅で一般就労を目指すことが認められ、障害者就労支援事業所での在宅利用が可能となった。

さらに、自宅で働いている時間は収入があるとして基本的に訪問介護サービスを利用できないとされていたが、2018年4月の報酬改定で、事業所負担でヘルパーを在宅の利用者宅に派遣した場合、1日300単位(3,000円)が加算されることになり、重度の障害のある人たちにとって大きな壁であったヘルパーの利用が可能となった¹⁾。

山岡・高田は、発注元の事業主と在宅就業障害者との間に立って、さまざまな支援を行う団体として、厚生労働大臣に申請し、登録を受けている団体である厚生労働大臣登録の在宅就業支援団体（以下、登録在宅就業支援団体という）が調査当時、1ヶ所もない空白地域、東北・中国・四国地域（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 障害者の在宅就業支援ホームページ）を対象に、障害者優先調達法の公布にともない、公表されている障害者就労支援事業所等の中で、主な取扱品目・作業にパソコンを使った作業や関連すると考えられる印刷・名刺作成・テープ起こし等を行っている障害者就労支援事業所等に対して、郵送による質問紙調査を実施した（2016年及び2017年）。

また、2013年から2018年にかけて同地域で実施したヒアリング調査延べ件数7件の調査について、障害者就労支援事業所等での在宅就業支援を含む事業内容と利用者の特徴及び取り組みに至った経緯と課題等について考察を行った。

本稿は、これらの調査を再度精査、整理を行い、さらに、東北・中国・四国地域における自治体の単独事

業としての在宅就業支援の有無、障害者就労支援事業所等における在宅就業訓練等支援の取り組み、都道府県に設置されているITサポートセンターでの取り組み等、障害のある人たちの在宅就業支援の現状を比較検討し、またこれらの地域における先駆的在宅就業支援の事例から、東北地域における障害のある人たちのICT活用した仕事と在宅就業の可能性について考察をすることを目的とする。

尚、ここでの障害者就労支援事業所等とは、障害者総合支援法に規定されている就労移行支援事業や就労継続支援A型・B型及び障害のある人たちの在宅就業支援を行っている機関を指す。

また、事業主との雇用関係のない請負型の就業形態を在宅就業、雇用主との雇用関係のある雇用形態を在宅勤務とし、在宅就業とはその両方を含むものとする。

II. 方法

2016年及び2017年に実施した東北・中国・四国地域における質問紙調査を元に比較分析を行うとともに、これまでに実施した同地域における障害のある人たちへの在宅就業支援を行っている障害者就労支援事業所等へのヒアリング調査（メールによる調査も含む）と先行調査や文献を精査し、検討を行った。

ヒアリング調査実施期間は、2013年2月から2018年3月までである。日程とヒアリング調査実施先については、表1の通りである。ヒアリング調査にあたっては、半構造化面接の形式を採った。

ヒアリング調査では面接者の考えが影響することもあるため、誘導的な言及は避け、また、被調査者へのヒアリング調査とともに、ホームページで公開されている資料や提供された資料を用いて分析を加え、これらを相互に参照し事実関係の信頼性と妥当性を高めた。

表 1 ヒアリング調査実施先一覧

	所在地	事業所名	被調査者	実施日
1	宮城県 仙台市	仙台市障害者バーチャル 工房事業「せんだい庵」	支援担当者	2016.2.2
2	山形県 山形市	特定非営利活動法人輝き ネットワーク メディア かがやき	サービス管理 責任者	2016.1.25
3	愛媛県 松山市	特定非営利活動法人フェ ロージョブステーション フェロー Labo	所長	2018.3.23
4	愛媛県 松山市	株式会社 フェローシステム	代表取締役社長	2017.3.1 2018.3.23
5	愛媛県 新居浜市	特定非営利活動法人 サスケ工房 サスケ IT サービス株式会社	サービス管理 責任者 代表取締役社長	2018.3.24
6	愛媛県 松山市	一般社団法人 ICT チャレンジド事業組合 (e-ICA)	代表理事	2013.2.2

Ⅲ. アンケート調査の結果と概要における比較検討結果

東北地域は 2016 年 9 月～10 月、中国・四国地域は 2017 年 11 月～12 月に調査を実施した。3 地域の発送数・回収率は表 2 のとおりであり、回収率に大きな差はなかった。

表 2 アンケート回収率

	発送数	回収数	回収率
東北地域	107	50	46.7
中国地域	113	48	42.5
四国地域	64	31	48.4

n = 129

1. 事業所の概要と障害別登録者数

設置主体は、3 地域とも社会福祉法人の割合が一番高かった（東北 60.0%、中国 54.2%、四国 45.2%）。それぞれの地域を比較してみると、東北地域は 6 割が社会福祉法人と高く、四国地域は約 4 割が NPO 法人であり、他の地域より高い割合となっていた（図 1）。

事業所の設置年について、障害者自立支援法が施行された 2006 年を境にみると、東北地域は施行前の割合が 6 割と高いが、中国・四国地域は施行後の方が高い割合であった（中国 54.1%、四国 58.1%）。（図 2）。

事業形態（複数回答）は就労支援事業所のみでみると、3 地域とも就労継続支援 B 型が一番高い割合となっており、東北・四国地域は約 8 割という結果であった（東北 78.0%、中国 60.4%、四国 80.6%）。就労移行支援事業は東北地域が他の地域より高い割合であった（東北 26.0%、中国 16.7%、四国 9.7%）。就労継続支援 A 型は中国・四国地域が約 3 割に対し、東

北地域は 1 割強という結果であった（東北 12.0%、中国 29.2%、四国 29.0%）（図 3）。

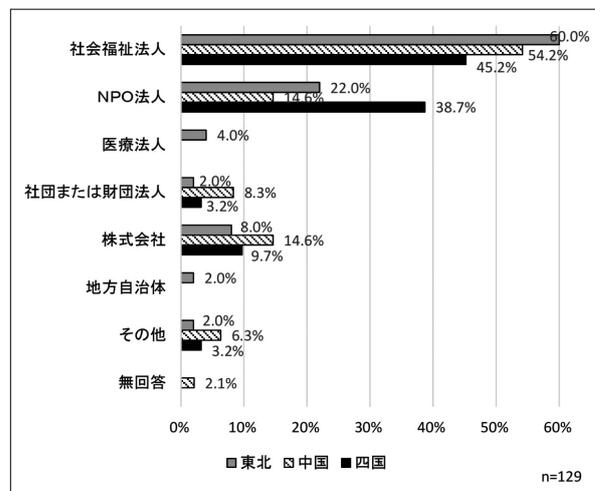


図 1 設置主体

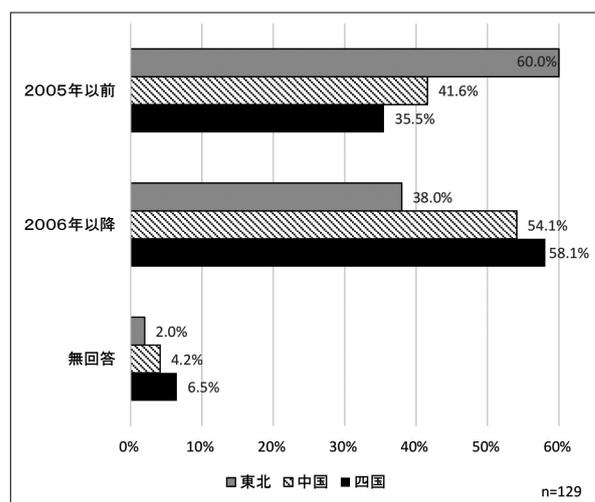


図 2 設置年

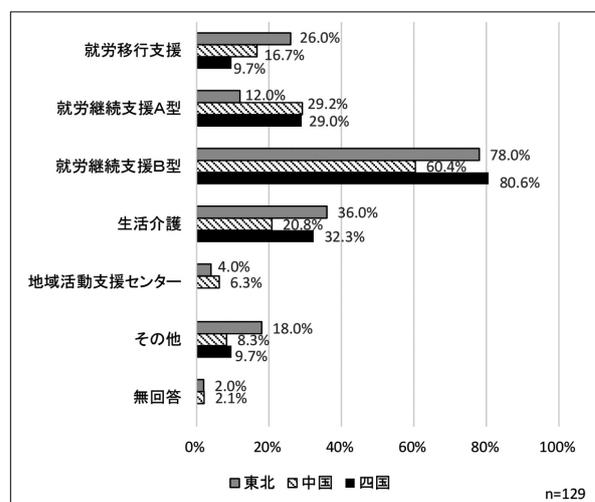


図 3 事業形態

事業所登録者数の障害者種別における地域特性をみていくと、東北地域は、精神・発達・知的障害が占める割合が高い傾向にあり、就労継続支援B型の知的障害登録者数は、他地域より高い数値となっている。中国地域は、いずれも精神障害のある利用者が最も多かった。四国地域は、いずれも身体障害のある利用者が最も多く、他の地域より大幅に登録者数が多かった。また、就労継続支援B型で高次脳機能障害登録者数が7.8人という結果は、他地域と比較すると群を抜いて高い数値であった(図4・5・6)。

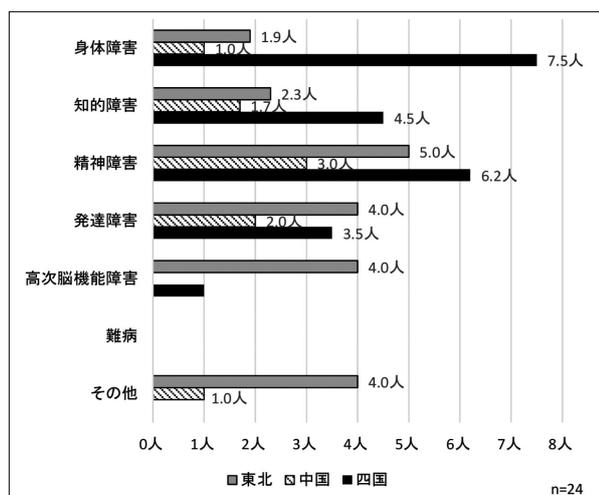


図4 就労移行支援事業平均登録者数

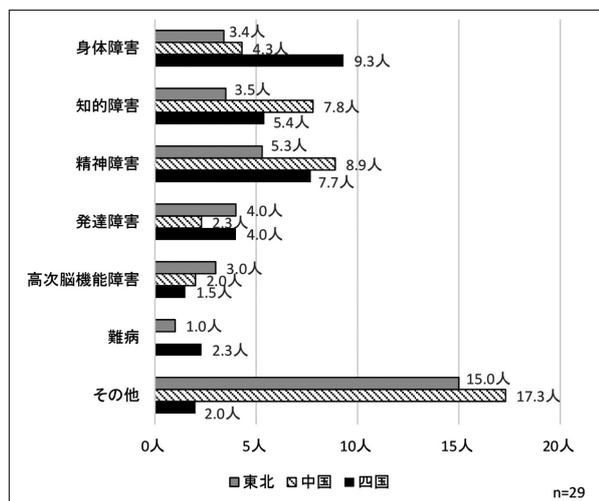


図5 就労継続支援A型平均登録者数

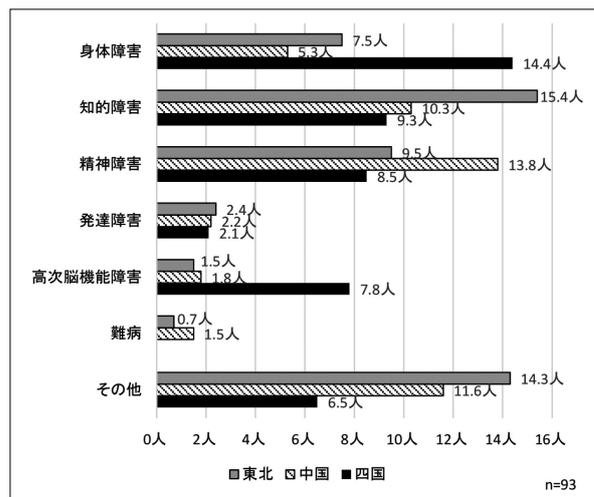


図6 就労継続支援B型平均登録者数

尚、その他の数値がかなり高いが、内訳は、重複障害のある人たち及び障害があると思われるが、明確な診断名もしくは障害名が付いていない人たちが相当数含まれていると考えられる。

2. パソコンを使った作業の実施状況

地域ごとのパソコンを使った作業の実施状況(複数回答)については、3地域とも印刷関連が一番高い割合であり(東北54.0%、中国47.9%、四国41.9%)、ついでデータ入力となっていた(東北38.0%、中国33.3%、四国35.5%)。特記すべきは、四国地域において図面関連・プログラミング・講師派遣が他の地域に比べて高い数値を示していることである。この結果から、四国地域の事業所でより高度な作業を行っていることが読み取れる(図7)。

パソコンを使った作業があると回答した事業所の作業収益におけるパソコン作業が占める割合では、3地域とも10%以下が一番高い割合を占めている(東北51.5%、中国31.3%、四国38.1%)。次いで高い割合は、東北・中国地域が10~20%(東北15.2%、中国18.8%)、四国地域は70%以上(28.6%)であった(図8)。

パソコン作業に従事している利用者数は、3地域とも5名以上が一番高い割合を占めているが、その中でも四国地域は5割弱と高い割合をしている(東北33.3%、中国31.3%、四国47.6%)(図9)。

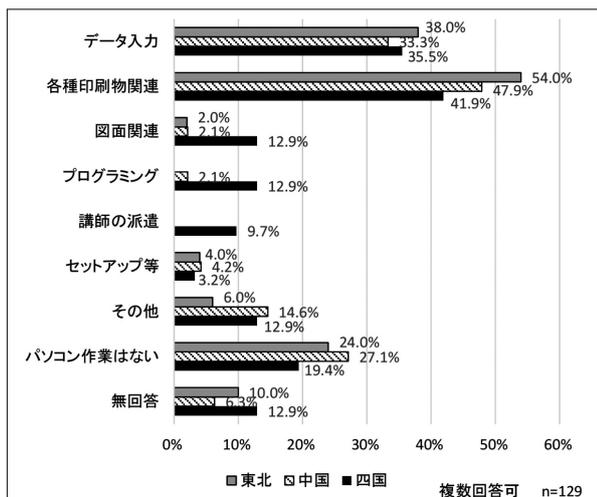


図7 パソコンを使った作業

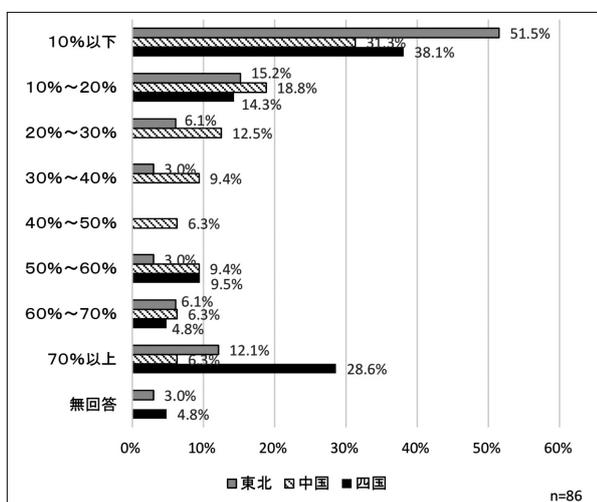


図8 作業収益におけるパソコン作業割合

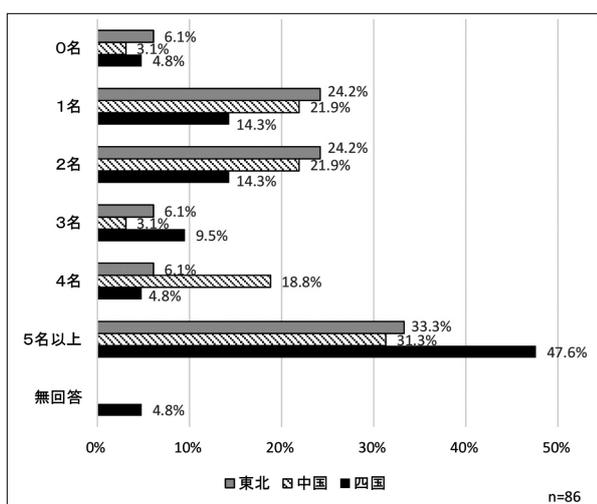


図9 パソコンを使った作業に従事している人数

3. 在宅就業障害者支援制度の認知度と関心と興味

東北地域では、在宅就業障害者支援制度を「知らない」と回答した割合が6割強と、他の地域より大幅に高かった。「よく知っている」と回答したのが一番高い四国地域でも1割、中国地域にいたっては0という結果であり、どの地域においても制度が浸透しているとは言えない結果であった（図10）。

在宅就業障害者支援制度の検討履歴は、3地域とも「検討なし」が8～9割を占め、関心の有無は6割～7割で「関心なし」との結果であった。しかし、制度への興味については「知りたくない」との回答は1割を切る結果であった（表3・4・5）。

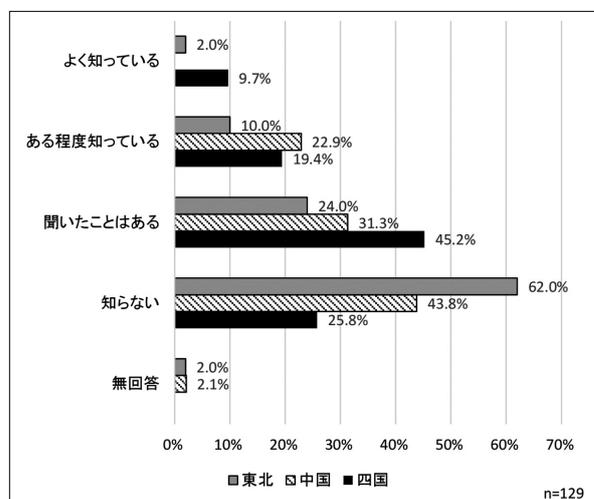


図10 在宅就業障害者支援制度の認知度

表3 在宅就業障害者支援制度の検討履歴

	東北	中国	四国
検討あり	11.1%	7.7%	13.0%
検討なし	83.3%	92.3%	87.0%
無回答	5.6%	0.0%	0.0%

n = 67

表4 在宅就業障害者支援制度への関心

	東北	中国	四国
検討あり	34.0%	22.9%	38.7%
検討なし	64.0%	75.0%	61.3%
無回答	2.0%	2.1%	0.0%

n = 67

表5 在宅就業障害者支援制度への興味

	東北	中国	四国
知りたい	46.0%	20.8%	29.0%
どちらともいえない	42.0%	66.7%	67.7%
知りたくない	6.0%	8.3%	3.2%
無回答	6.0%	4.2%	6.0%

n = 67

IV. 障害のある人たちの在宅就業支援実施事業所と概要

1. 東北地域における在宅就労支援の状況

山岡・高田（2018）では、東北地域において在宅就業支援を事業として明確に位置付けている事業所は1ヶ所であった。

宮城県仙台市の特定非営利活動法人せんだいアビリティネットワーク 仙台市障害者バーチャル工房事業「せんだい庵」は、2006年4月に、障害のある人たちを対象にITを活用した在宅就業支援の取り組みを開始している。そこでの主たる事業は、パソコンスキルを習得するための講習会の開催である。講習会を一度でも受講した人が登録者とされ、仙台市障害者バーチャル工房事業「せんだい庵」から登録者ができそうな仕事の情報提供をしている。これは斡旋とは異なり、その後については企業と本人の間で進められるが、双方のやりとりの支援は行っている。また、精神障害のある人たちの中に、不特定多数の企業とのやり取りが苦手な人たちもいるとのことであり、障害の特性に応じて支援を行っている。

課題として事業所の運営が、行政からの助成金が充てられているが、1年ごとの予算計上であり、用途も限定されている。また事務的な煩雑さもあり、発展的なこともやりたいが、そこまで手が届かないという現状だということであった²。

また、パソコン業務を主とした事業所の中で、山形県山形市の特定非営利活動法人輝きネットワークメディアかがやきは、その前身の小規模作業所から障害者自立支援法の施行によって、2007年に就労継続支援B型を開所した。活動として、2008年から翌年にかけて各種助成金を得て障害者テレワーク支援事業を実施し、2010年には山形県からの受託で県内障害者就業支援事業所11ヶ所と共同しクラウドショップを開設している。

この事業所では、2016年には、身体障害のある利用者が通所困難な状況となり、在宅での利用が認められた。在宅利用の進め方は、グループウェアを使っての体調確認を含め、作業指示、作業内容の確認を行っており、作業内容は、上述したクラウドショップのホームページ制作、更新、在庫管理などを行っている。

さらに、2017年11月には、一般就労を目指していた身体障害のある利用者の1人が在宅勤務に結び付き、現在、1日6時間、週30時間を基本とした勤務形態で就労している³。

2. 中国・四国地域在宅就業支援の状況

中国地域では、財団法人岡山県身体障害者福祉連合会が、岡山県障害者社会参加促進センター、障害者ITサポートセンターおかやま、バーチャル工房おかやまを県の受託で運営しており、県の重度障害者在宅就業促進事業（バーチャル工房）にて、重度障害者の在宅就業支援を実施しており、業務の仲介や技術相談、支援及びサポートを行っている。2016年度受注業績の内訳は、テープ起こし名刺制作等となっている（財団法人岡山県身体障害者福祉連合会ホームページ）。

広島県では、広島県、広島市、株式会社サンネットの共同出資により、第三セクター方式で運営される重度障害者多数雇用企業の株式会社広島情報シンフォニーが1988年に設立され、2018年4月1日現在、従業員177名の内障害のある人たち42名（重度障がい者33名）が働いている。また11名の人たちが在宅勤務である。さらに株式会社サンネットは、プログラム製造、システム構築など、開発業務の一部を登録制在宅ワーカーに仕事を発注している（株式会社広島情報シンフォニーホームページ、障がいのある方のITを活用した在宅就業フォーラム資料、2017）。

四国地域での状況は、他の地域と様相が異なり、多数の事業所が障害のある人たちの在宅就業支援を展開している。

特に愛媛県松山市では、2007年度から松山市の事業として「松山市テレワーク在宅就業促進事業」を実施しており、2009年度には常用雇用に限定していた支援対象を、パート・アルバイトや個人請負等へ拡大し、さらにテレワークの受注量の安定的確保のため、発注奨励金を新たに設置した。また、2012年度には市内の事業所に限定していた就労奨励金の支援対象を指定事業所（在宅就労者を雇用する全国の事業所ほか）

へも拡大し、在宅就労者の要件のひとつ、「就学前児童を有するこども手当受給世帯に属している方」を、「小学生以下の子と同居し、生計を一にしている方」に変更し要件を緩和した。2018年度からは、新たに「特定医療費（指定難病）受給者証をお持ちの方」を在宅就労者の要件に加えている（松山市ホームページ）（表6）。

この事業によって、現在6ヶ所が指定事業所となっている。

表6 制度内容：出典（松山市ホームページ）

	就労奨励金	発注奨励金
支給内容	指定事業所がテレワークによる在宅就労者として雇用、又は個人請負契約した場合に支給	テレワークによる在宅就労業務を、指定事業所に対して発注し、その対価を支払った場合に、その発注額の1割を支給
支給対象	指定事業所	全国の事業所
支給額	指定事業者の受給実績年数に応じて変動する。 ・常用雇用者の場合は5年間で計45万円 ・パート・アルバイト、個人請負契約をした者は5年間で計22.5万円	発注額（消費税及び地方消費税は除く）×10% ・発注額が5万円以上の場合に限る ・1年度につき、1事業所あたり500万円を限度とする
支給時期	要件を満たした翌年度の5月31日まで	要件を満たした年度内、若しくはその翌年度の5月31日まで

一方、別の動きとしては、特定非営利活動法人フェロージョブステーションが、2012年11月に多機能型事業所フェローLabo 就労継続支援A型事業所を設立し、ICTを通じ、ホームページの制作、提案、ネットショップ運営、地域ポータルサイト運営等の事業を在宅での利用も含めて支援を進めている。本事業所は、先に1997年に設立された情報通信技術業の株式会社フェローシステムが、事業の一環として就労移行支援事業フェローICTを開設しており、そこで得た知識・技術を活かす場として、特定非営利活動法人を立ち上げ、多機能型事業所フェローLaboが作られたという経過がある⁴。

さらに1997年に設立した、主に鉄鋼製作図作成を手掛けている株式会社白石設計が設計・ITサービス事業を開始し、その後、特定非営利活動法人サスケ工房が2012年に、サスケITサービス株式会社を2015年に設立し、在宅就労支援も含む支援を始め、現在では、四国4県（愛媛県、香川県、高知県、徳島県）において就労継続支援A型を7事業所で展開するに至っている。さらに、2018年11月に、愛媛県の新居浜事

業所で就労移行支援事業も開設された⁵。

徳島県では、徳島市に1999年4月に創設し、2002年1月に特定非営利活動法人として認証されたJCI Teleworkers' Networkの活動が目される。2018年4月、日本ユニシス株式会社が子会社として設立したNUL アクセシビリティ株式会社に、本会会員5名がウェブアクセシビリティ検査技術者として完全在宅雇用が実現している。ここでは、障害特性に応じた就業環境の整備の取り組みの中で、JCI在宅就業支援センターがあり、強固なセキュリティ対策によって、在宅での仕事を進めている（JCI Teleworkers' Network ホームページ、朝日新聞デジタル、2018）。

香川県のかがわ総合リハビリテーションセンターでは、2010年からITを活用し、在宅就労支援を成人支援施設の就労移行支援事業における在宅訓練と福祉センターの在宅就業支援事業において実施している。そして、2010年2月には、肢体不自由者等IT活用支援事業、「在宅ワーカー育成事業講演会～『在宅で働く』ことを考える～」と題した在宅就業フォーラムが始まり、現在まで毎年開催され継続している。さらに、2013年度より、外出しづらい方等への配慮や県内外のネットワークを拡げることを目的として動画配信も行うようになっている（かがわ総リハビリテーションセンター成人施設・福祉センターパンフレット）。

V. 考察

1. 民間での在宅就労支援の取り組みからみた特徴と促進要因

上述したように、現在、東北地域において在宅就労支援を事業として明確に位置付けてはいないが、パソコンを使った仕事を行っている就労支援事業所で、利用者の障害状態の変化や障害の進行によって、通所での利用が困難になり、そのことから行政に働きかけ在宅利用が認められているケースがあった。在宅利用が実現した背景には、パソコンを活用した仕事があることで、在宅での利用が実現するための環境があったことが挙げられる。

また、関連して同事業所において、パソコン技術を活かした一般就労を目指す移動に困難を抱えている利用者が、在宅勤務という働き方を知り、在宅勤務での就労を目指し在宅雇用に結びついたケースも、同様の背景が促進要因としてあると考える。

これは、利用者の希望や心身の状態の変化、また、

利用者の障害の多様化といった状況への対応が迫られ、就労支援事業所が結びつけていったということである。

一方、四国地域に見られるように、設計・ITサービス事業の株式会社が、設計業務・ITサービス事業と福祉を融合し、専門的技術を習得しながら自社への就職につなげたり、専門的技術を得て在宅での就労につなげたりと、本体の機能を活かした事業展開が特徴として見られた。

また、ICTのスキルをもつ障害のある当事者や有志で特定非営利活動法人を立ち上げ、講習会の開催と並行し在宅就労へと結びつける動きや就労継続支援事業所を開設し、障害のある人たちの働く場を創出するとともに、利用者の障害特性や希望に応じて在宅での就労も実現していく取り組みへと展開していくという特徴も見られた。

さらに、対象となる人たちは、重度の身体障害のある人たちから始まり、その後、発達障害を含む精神障害のある人たちの増加がみられることが共通している。さらに、支援を進めていく中で、従来の働く形態では働くことが難しい、難病のある患者や介護や子育てで制約のある人、さらにはひきこもり状態にある人など、裾野が広がってきていることも新たな状況としてある。

愛媛県には、ICTと印刷の共同受注窓口「一般社団法人えひめICTチャレンジド事業組合」（以下e-ICAという）がある。e-ICAは、印刷・ICTは在宅という分類であり、現在、愛媛県内6圏域中5ヶ所の圏域窓口があるが、それぞれの圏域では受注が予想される、掃除・弁当・内職雑貨・農作業などの責任窓口がある。そして、圏域の窓口を受注があると地域の窓口と連絡し、それぞれの窓口が受注内容により責任窓口へ連絡するという仕組みとなっている。

発足の経過は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律」（優先調達推進法）が、2013年4月1日から施行され、同法第11条に、「障害者就労施設等が共同で官公需を受注するための仕組み、共同受注窓口」について言及されたことによる。そのような国の施策によって全国で共同受注窓口が設置されていくが、愛媛県では設置されなかったことから、施行された同じ年の2013年に13団体でスタートし、現在18団体となっている⁶。

上述した東北地域のメディアかがやきは、事業所の

課題として、多様な障害特性のある利用者への対応が挙げられ、安定して通所できる人たちが限られている。また、パソコンスキル自体も高いとは言えない状況があり、パソコンに特化した取り組みを目指しているが、誰もができる内職の仕事も導入せざるを得ない状況にある。そのことと関連し、同事業所は就労継続支援B型であり、工賃アップが事業所に求められており、目指す方向性との間で模索が続いている。

これらのことを踏まえ、在宅就労支援の促進要因として以下のことが考えられる。

継続的に仕事があり経済基盤も安定している株式会社等企業においては、母体となる業務を核とし多機能型事業所を併設し共同して運営を進めるというグループ内コラボレーションが進められている。そこでは、仕事の提供だけでなく、社員からの技術支援も求めることができる。

一方、特定非営利活動法人に多く見られる、障害のある当事者や有志によって立ち上げた組織の場合、パソコンに特化した仕事で働く場をつくり、利用者の希望や障害の重度化や多様化という現実に対して、在宅就労支援が始まったと考えられる（その中には、当初から重度の障害のある人たちを対象として、在宅就労支援を目的として開設されたところもある）。ただしこのような場合、安定した仕事の受注が難しいことや利用者のパソコンスキルのレベルに左右される等、1事業所だけでは対応が難しい状況に陥りやすく、仕事量の確保に限界が生じやすい。

この点から見て、愛媛県のe-ICAの共同受注窓口事業は、「印刷・ICTは在宅」という窓口を設け、加盟団体間での仕事の振り分けによって、継続した仕事の受注を可能にしている。

2. 地方自治体による在宅就労支援事業の意味と効果

東北地域の過去の取り組みでの地方自治体単独事業において、2005年度から青森県で実施された、障害者の在宅での就業を推進するため、障害者の在宅就業の仕組みを構築することを目的とした「青森県チャレンジドSOHO仲介支援事業」及び2007年度からの実施である、障害者が多様な就労形態により、社会参加できる体制整備のため、特定非営利活動法人等の在宅障害者就業仲介支援団体が実施する事業に対し助成する「障害者在宅就業しごと受注促進事業」があった。

この時期、国の施策として「重度障害者在宅就労促

進特別事業（バーチャル工房支援事業）」（2005 年度）が開始されている。実施は都道府県や政令指定都市に委託され、さらに地域において実績のある支援団体に委託するという形態であり、上述の事業はこの公的サポートを受け進められている。

当時、青森県内で 2ヶ所の特定非営利活動法人がこの事業を委託し、仲介支援事業を開設している。

全国的にも、この時期に同様の事業を実施している自治体は見られるが、いずれも継続して取り組まれているところは筆者らの知る限りない。

これらとは対照的に、2007 年度から始まった愛媛県松山市の事業「松山市テレワーク在宅就労促進事業」は、当初から障害のある人たちや「就職困難者の雇用機会の創出とテレワーク市場の拡大を図ることを目的として」おり、随時、対象者や指定事業所を拡大したり、発注奨励金によって受注の安定化を促したりと ICT と福祉、そして地域経済の活性化というコラボレーションによって継続的な事業として存在している（松山市産業経済部地域経済課パンフレット、2017）。

これは、ヒアリング調査においても、本事業があることが事業を進めるうえでの推進力となっているとの声が挙がっていた。

3. アンケート調査およびヒアリング調査からみた特徴

東北、中国、四国地域のアンケート調査から読み取れることとして以下のことが挙げられる。

事業所の設置年については、障害者自立支援法が施行された 2006 年を境に比べると、東北地域は施行前が 60.0%であるのに対して、四国地域と中国地域については施行後が、それぞれ 58.1%、54.1%となっており、これは、対照的な結果であった。設置母体との違いで見ると、社会福祉法人がどの地域でも最も多いが、特定非営利活動法人の割合においては、四国地域で特定非営利活動法人が 38.7%と際立っており、比較的新しく創設されたところが多い。

これは、有志による障害のある人たちへの支援に取り組んできた団体が、順次法人格を取得し、各種助成を受け活動を展開することにつながっていったと考えられる。

また、事業所登録者数の障害者種別において、他の 2 地域と比べて四国地域では身体障害のある利用者が多いことが注目される。特に、就労移行支援事業では、

東北地域の約 4 倍、中国地域の 8 倍となっている。また、就労継続支援 B 型でも、東北地域の約 2 倍、中国地域の約 3 倍となっている。

このことについて推測できることは、これまでのヒアリング調査の中でも言及されていたが、当初は身体障害のある人たちが主として利用しており、障害者就労支援事業所もそのような想定のもと活動を進めていた。また、発足当時の在宅就業支援制度の登録団体における利用者も主たる対象も身体障害のある人たちであった（山岡、2013）。その後、全国的にも障害のある人たちの就労支援の対象の変化がみられ、民間企業における障害者の雇用状況をもとに見てみると、2006 年に初めて精神障害のある人たちが障害者の数の推移に示され、以降その伸び率は急増している。さらに、精神障害のある人たちの急増、ついで発達障害のある人たちの増加という背景と連動していると言える（厚生労働省、2017）。

パソコンを使った作業の実施状況については、どの地域においても、印刷関連やデータ入力という高度な技術をあまり要しない作業が最も多かったが、四国地域においては他の地域と比べて、図面関連・プログラミング・講師派遣等という高度な作業及び仕事に従事しているという結果が見られた。また、パソコンを使った作業がある事業所の作業収益におけるパソコン作業が占める割合においても、3 地域とも 10%以下が最も多く概ね低い状況にあるが、四国地域では 70%以上のところが 3 割弱であり、10%以下と 70%以上という 2 極化がみられた。一方、東北地域では、70%以上の事業所が 1 割強という結果から、パソコン作業をメインに行っている事業所も一定数あることが示された。

このような現状と在宅就業障害者支援制度の興味との関連性において、東北地域では、「知りたい」と回答した割合が 46.0%であり、他の地域と比べて大幅に高く、関心の高さが見られた。

4. 東北地域における障害のある人たちの ICT（情報通信技術）を活用した仕事と在宅就労の可能性

上述したように、在宅就業障害者支援制度の認知度は 6 割以上が知らないとの回答であったが、反して関心度は高かったことを、単純に考えるならば、知らないから知りたいということになるが、現在の事業所の取り組み内容や利用者の状況などから検討すべき課題

が存在しているとも考えられる。

山岡・高田が実施した東北地域の障害者就労支援事業所等へのアンケート調査（2016）における「在宅就業支援制度への関心」項目の結果において、「現在、在宅就業を相談されている、希望する人がいる。」といった回答が複数あり、在宅就業へのニーズが示された。また、自由記述回答においても、「学習障害などがあり、技術習得のための体制がとれない、データ作成に現在携っている人は3名いるが、障害の重度化、高齢化でいつまで続けていけるか見通しが立たない。」との回答があり、障害の多様化、重度化等への対応に直面している現状があった。さらに「在宅では寝たきりの方に、ホームページの作成や名刺印刷のデザインを担当してもらったが、自宅への送迎サポート等、職員の配置上の負担が大きかった。」とある。このような状況をどのような形で対応していくかが、今後の重要な実践的な課題としてある。

2006年前後がICTを活用した仕事の創出を見出すとする第1の波の時期であるならば、現在は第2の波の時期と考える。第1の波の時期に東北地域でも、その動きの兆がみられたものの、地方自治体の事業として発展することはなかった。その要因は、これらの取り組みが、障害のある人たちの就労支援という福祉の事業にとどまり、地域の経済振興と上手く結びつかなかったことが挙げられる。地方自治体における福祉の就労施策と経済振興施策との融合という観点から、地方自治体での就職困難者を雇用に結びつける分野を超えた横断的な取り組みが求められる。大阪府豊中市は、2016年度、内閣府「地方活性化交付金事業」を財源に、「就労困難者を対象とした多様な働き方改革促進事業『ICTを活用した精神障害者等の就業促進事業』業務」を履行している。この地方活性化交付金事業は、地域の実情を反映した先導的な取組に対し、地方創生推進交付金等5つの事業について地方創生関連予算等を交付するというものである（豊中市ホームページ）。

山岡・高田（2018）は、東北地域で、このような取り組みを進めていくためには、第1に、「大企業の誘致等が難しいと考えられる東北地域において、在宅就業を促進するための仕掛けが必要である。」とし、「障害のある人たちだけではなく、母子・父子家庭で子どもを養育している人たちや、高齢者また要介護者を介護している人たちなど、幅広い市民を対象。」とする

ことで、「市民全体の理解が得られやすい。」。そして、第2に、「身近な地域で、就業面と生活面の一体的な支援を行っている、障害者就業・生活支援センターにおいて、就労系支援事業所をはじめ、企業や行政機関、教育機関などと連携を図り、在宅就労の促進を位置づけ、障害のある人たちに対する情報の提供・意向の把握・確認を進めること。」を挙げている。

このような現状から、地方自治体の認識を促していくためには、障害のある人たちの就労支援にかかわる機関の認識と実践をもって地方自治体への働きかけることも求められる。

VI. 結語

本稿は、これまで実施したアンケート調査とヒアリング調査という性質の異なる調査をもとに、論考をすすめてきた。このことから、推測の域をでないものも含む結果になってしまったことは否めない。しかし、これまで、登録在宅就業支援団体のない空白地域である東北・中国・四国地域を対象に、そこでのICTを活用した仕事と在宅で働くということの可能性について言及した先行研究は、筆者らの知る限り見当たらない。

本稿執筆の動機は、これまでの研究・調査について岩手県を中心とした東北地域の関心ある人たちへ還元したいという気持ちからであった。一方で、筆者らは、2018年11月3日に、「障害のある方の就労を考えるフォーラム ICT（情報通信技術）を活用した在宅も含む多様な働き方の可能性」をこれまでの調査でつながりを得た方たちの協力のもと開催した。

今後は、地域の障害者就労支援事業所や企業、また行政機関も交えて、具体的な取り組みの可能性について検討し、研究及び活動を進めていきたいと考える。

謝辞

今回の調査に際しまして、ご協力いただきました皆様へは、この場を借りて深く感謝申し上げます。

* 本稿は、科学研究費助成金（研究課題 16K04143）の助成を受けた研究成果の一部である。

* ヒアリング調査を行ったすべての事業所については、事業所名の公表及び内容を確認の上、掲載の承諾を得ている。

注

- 1 社会福祉法人や特定非営利活動法人等の8団体からなる「障がいのある方の全国テレワーク推進ネットワーク」（全障テレネット）が、2017年8月9日に、障害の重い人などが在宅就労中に訪問介護サービスを利用できない制度の見直しを求め、厚生労働省に要望書を提出している（福祉新聞 2017年8月29日付）。
- 2 ヒアリング調査（2016年2月2日実施）
- 3 ヒアリング調査（2016年1月25日実施）
- 4 ヒアリング調査（2017年3月1日及び2018年3月23日実施）
- 5 ヒアリング調査（2018年3月24日実施）
- 6 ヒアリング調査（2013年2月2日実施）

引用文献

- 朝日新聞デジタル 県内の障害者5人、テレワーク
日本ユニシス子会社が雇用／徳島県 2018年3月18日付
<https://www.asahi.com/articles/ASL3L2HBXL3LUBQU007.html> 2018.3.18
- かがわ総りハビリテーションセンター成人施設・福祉センター パンフレット 2017
- 株式会社広島情報シンフォニーウェブサイト
<http://www.symphony.co.jp/> 2018.12.1
- 厚生労働省 2017 平成29年障害者雇用状況の集計結果
- 厚生労働省 2017 第1回今後の障害者雇用促進制度の在り方に関する研究会資料
平成29年9月20日 厚生労働省職業安定課 障害者雇用の現状等
- 厚生労働省 2018 今後の障害者雇用促進制度の在り方に関する研究会報 2-5 12-15
- 在宅就労支援センターあっとワークウェブサイト
<http://www.alive-pal.com/soho/> 2018.11.30
- 財団法人岡山県身体障害者福祉連合会
<http://okasinren.or.jp/> 2018.11.6
- 障がいのある方のITを活用した在宅就業フォーラ資料 2016 平成28年度肢体不自由者等IT活用支援事業
- 総務省ウェブサイト
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/telework/18028_01.html 2018.12.28
- 特定非営利活動法人 JCI Teleworkers' Network

- ウェブサイト <http://jci-tn.jp/> 2018.11.23
- 特定非営利活動法人ピアネットウェブサイト 平成18年度事業報告
<http://www.ping-aomori.jp/katsudo/h19soukai/18-jigyo.pdf> 2018.11.1
- 特定非営利活動法人ピアネットウェブサイト 平成30年度特定非営利活動法人ピアネット定時総会資料
<http://www.pingaomori.jp/katsudo/h30soukai.pdf> 2018.11.1
- 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 障害者の在宅就業支援ホームページウェブサイトチャレンジホームオフィス
<http://www.challenge.jeed.or.jp/> 2018.12.1
- 豊中市ウェブサイト 平成28年度ICTを活用した精神障害者等の就業促進事業仕様書
http://www.city.toyonaka.osaka.jp/kurashi/roudou/kurashi_topix/tihouseisei.files/shiyousyo1-2.pdf 2018.12.2
- 内閣府ウェブサイト 単独事業等一覧（平成20年度都道府県・指定都市別）青森県
<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/h20jigyo/tosi/02aomori.html> 2018.12.2
- 内閣府ウェブサイト H18単独事業等一覧（施策分野別）
<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/h18jigyo/s-5.htm> 2018.11.22
- 松山市ウェブサイト
<https://www.city.matsuyama.ehime.jp/> 2018.12.5
- 松山市産業経済部地域経済課 パンフレット 2017
山岡由美 2013 精神障害のある人たちのテレワークの可能性と在宅就業支援の課題－在宅就業支援団体へのヒアリング調査を通して－ 岩手県立大学社会福祉学部紀要 第15巻 21－29
- 山岡由美・高田梨恵 2016 障害者就労支援事業所等におけるICT（情報通信技術）を活用した仕事に関するアンケート調査報告書
- 山岡由美・高田梨恵 2018 東北地方における障害のある人たちのICT（情報通信技術）を活用した仕事の拡充と在宅就業の可能性－障害者就労支援事業所等への調査を通して－ 岩手県立大学社会福祉学部紀要 第20巻 37－46